

富郷ダム

富郷ダムは、吉野川水系銅山川の愛媛県四国中央市富郷町津根山地先に位置し、吉野川総合開発計画の一環として建設された洪水調節、水道用水及び工業用水の供給、発電を目的とする多目的ダムです。

富郷ダムは、吉野川下流地域の洪水被害を低減するため、ダム地点における計画高水流量 $2,300 \text{ m}^3/\text{s}$ のうち $1,000 \text{ m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行います。また、瀬戸内海気候に属する四国中央市では、水道用水及び工業用水の確保を法皇山脈で隔てられた銅山川の柳瀬ダムと新宮ダムに依存してきましたが、産業経済の発展に伴い都市用水の不足が深刻となり、その水源確保の役割を富郷ダムが担い、柳瀬ダム地点で新たに水道用水として日量最大 $45,000 \text{ m}^3$ を、工業用水として日量最大 $128,000 \text{ m}^3$ を供給します。さらに、ダムの建設に併せて愛媛県が新設した富郷発電所で最大出力 $2,900\text{kW}$ の発電を、愛媛県が増設した銅山川第一発電所 2 号機で最大出力 $3,600\text{kW}$ の発電を行います。

富郷ダムの事業は、建設省により昭和 49 年度に実施計画調査が開始されましたが、その頃地元関係者によるダム反対組織が相次いで結成されたため、現地立ち入り調査はしばらく中断されました。その後、地元への説明交渉や愛媛県及び伊予三島市の協力などにより、現地立ち入り調査が再開され、技術調査や用地調査も進められました。昭和 58 年 5 月には吉野川水系水資源開発基本計画の一部変更により、富郷ダムは吉野川総合開発計画の一環として建設することが認められ、同年 9 月には特定多目的ダム法に基づく富郷ダム建設に関する基本計画が告示され、ダム建設は前進することになりました。昭和 60 年 2 月には水没関係者で組織する富郷ダム対策同志会と建設省の間で富郷ダム建設に伴う一般補償の損失補償基準の締結に至り、その後、一般補償、公共補償、漁業補償等の交渉が行われました。平成 4 年 4 月に吉野川水系水資源開発基本計画の全部変更により、同年 7 月に建設省から水資源開発公団へ事業が承継されました。

建設工事は、平成 4 年 9 月に富郷ダム 1 期工事に着手、同年 10 月に転流開始、平成 7 年 4 月にダム本体コンクリート打設を開始しました。平成 9 年 3 月に 2 期工事に着手し、同年 12 月に本体コンクリート打設を完了しました。平成 11 年 3 月に試験湛水を開始、平成 12 年 6 月に試験湛水を終了し、同年 10 月に竣功式が行われました。

富郷ダムの完成により、私たちは治水、利水及び発電で恩恵を受けることになりましたが、ダム建設に伴い 6 つの集落の家屋、小学校、神社、土地等が水没し、移転を余儀なくされた人たちがいたことを忘れることができません。

<参考文献：建設省四国地方建設局監修「四国地方建設局三十年史」1988 年、水資源開発公団池田総合管理所富郷ダム管理所編「富郷ダム工事誌」2003 年、伊予三島市史編纂委員会編「伊予三島市史中巻」1986 年など>

